

佐賀県規則第30号

佐賀県文化財保護指導委員設置規則

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第191条第1項の規定に基づき、文化財保護指導委員(以下「指導委員」という。)を置く。

(業務)

第2条 指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

2 指導委員は、前項の業務に従事するときは、文化財保護指導委員の証(様式)を携行し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(任命)

第3条 指導委員は、学識経験のある者で特に文化財に関し知識と熱意を有するもののうちから知事が任命する。

(任期)

第4条 指導委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 指導委員は、再任されることができる。

(報告)

第5条 指導委員は、毎月の文化財の巡視状況等について知事に報告しなければならない。

(病気等の届出)

第6条 指導委員は、病気その他の事故により業務に従事できないときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式（第2条関係）

（表）

No.	年	月	日
佐賀県文化財保護指導 委員の証			
住所 氏名 生年月日			
上記の者は、佐賀県文化財保護指導委員であることを証する。			
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真貼付</div>			
佐賀県知事 印			

（裏）

注 意
1 記載事項に変更がある場合は、直ちに県文化課へ提出し、訂正を受けること。
2 保護指導委員の身分を離れるときは、返納すること。
3 本証を他に貸与しないこと。
4 記載事項を訂正しないこと。
5 保護指導委員を辞任したときは、本証を返納すること。

備考 用紙の大きさは、縦9センチメートル、横5.5センチメートルとする。